

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち 新たな販路へのマッチング等促進対策実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 令和2年3月10日 元食産第5283号
一部改正 令和2年3月31日 元食産第5283号-1

第1 趣旨

小学校、中学校等の一斉臨時休業の新型コロナウイルス感染症対策の影響により、学校給食で活用する予定であった食品又は食材（牛乳を除く）が未利用（以下、「学校向け未利用食品」という。）となり、その他の用途として販売できない場合には、やむを得ず廃棄されることが懸念されている。

このため、休業に伴い発生した学校向け未利用食品の有効活用を図るため、緊急的な措置として学校向けの未利用食品を有する給食関連事業者（地方公共団体等（地方公共団体、学校又は業務委託契約等により給食の実施を委託等されている者をいう。）と学校給食用食品又は食材（牛乳を除く）の納入契約等を行っている者又は当該納入契約等を行っている者と当該食品又は食材（牛乳を除く）の原材料となる食品又は食材（牛乳を除く）の納入契約等を行っている者をいう。）と実需者等とのマッチングや配送料等を支援するものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、公益財団法人食品等流通合理化促進機構とする。

第3 事業実施者

事業実施者は、別表で定める要件を満たす者とする

第4 事業の内容等

1 事業内容

本事業で支援する内容は、小学校、中学校等の一斉臨時休業の新型コロナウイルス感染症対策の影響により、給食関連事業者が未利用のまま保管する学校向け未利用食品について行う、食品ロスの発生防止を図るための次に掲げる経費とする。

(1) 販売サイト支援対策

事業実施主体が行う、学校向け未利用食品の納入予定であった学校以外の新たな販売先（一般消費者を含む）とのマッチングを行うサイトを既設の販売サイトの中に増設、運営する際等に必要となる経費、同サイトでの販売を目的として未利用食品の保管・配送に要する経費及び当該サイトの利用者にPRする際等に必要となる経費。

(2) 地域における取組支援対策

事業実施主体が行う、事業実施者の公募・選定を行うための経費、事業実施者が行う、各地域において学校向け未利用食品の一般消費者向けの即売会を開催するための経費、販売先を確保するためのマッチングを行う経費、保管、配送に要する経費。

(3) 事業者への配送料等への支援対策

事業実施主体が行う、事業実施者の公募・選定を行うための経費、事業実施者が行う、独自に学校向け未利用食品の納入予定であった学校以外の新たな販売先を確保した際の保管、輸送に要する経費。

2 成果目標

学校向け未利用食品を納入予定であった学校以外の新たな販売先に販売することにより食品ロスの発生を防止することとする。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年3月10日から令和2年5月29日までとする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) (1)の事業実施計画の次に掲げる変更については、その手続を(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費又は国庫補助費の3割を超える変更

エ 国庫補助費の増又は3割を超える減

2 事業実施計画の承認

食料産業局長は、実施要綱に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、予算の範囲内で承認を行うものとする。

なお、補助金交付者に決定されたことをもって、承認されたものとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の全部又は一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別添の経費内訳書の備考欄に記載するものとする。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第6 国の助成措置

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の

会計と区分して経理を行うこととする。

2 補助対象外の経費

次の取組は本事業の補助の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。）

3 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

第 7 事業実施結果の報告等

事業実施主体は、事業終了後速やかに事業の実施状況及び事業成果について報告書を別紙様式第 1 号に準じて作成し、食料産業局長に報告するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第 8 その他

国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から、施行する。

(様式関係)

実施要綱本文様式

- ・別紙様式第1号 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策実施計画の(変更)承認申請について

別表（第3関係）

事業種類	補助対象	要件等	補助率
1 販売サイト支援対策	交付決定日から令和2年5月29日の間に、事業実施主体が取り組む以下の経費 ① 未利用食品の販売先（一般消費者を含む）とのマッチングを行うサイトを既設の販売サイトの中に増設、運営する際等に必要となる経費。 ② ①のサイトにより販売される未利用食品の保管・配送に要する経費。 ③ ①のサイトを利用者にPR等する際に必要となる経費。	(ア) 小学校、中学校等の一斉臨時休業の影響により、給食関連事業者から発生する学校向け未利用食品の有効活用を図るものであり、地方公共団体等から、学校給食で活用する予定であった食品又は食材（牛乳を除く）につき、その納入の注文がキャンセルされたことにより、やむを得ず発生する未利用食品又は食材（牛乳を除く）であると認められること。 (イ) 給食関連事業者から、(ア)の学校向け未利用食品の原材料として活用する予定であった食品又は食材（牛乳を除く）につき、その納入の注文がキャンセルされたことにより、やむを得ず発生する未利用食品又は食材（牛乳を除く）であると認められること。	定額

<p>2 地域における取組支援対策</p>	<p>1. 事業実施主体が行う、事業実施者を公募・選定を行うための経費。</p> <p>2. 令和2年2月27日から令和2年5月29日の間に、事業実施者が取り組む以下の経費</p> <p>① 各地域において、給食関連事業者、地域の団体又はイベント会社等の事業者が学校向け未利用食品の即売会、納入予定であった学校以外の新たな販売先確保のためのマッチングを行う経費。</p> <p>② ①を行う事業者等が学校向け未利用食品の保管(※)、配送に要する経費。</p> <p>※ただし保管に要する経費は、事業実施者が未利用食品の保管のために使用した倉庫に係る経費に限る。</p>	<p>(ア) 小学校、中学校等の一斉臨時休業の影響により、給食関連事業者から発生する学校向け未利用食品の有効活用を図るものであり、地方公共団体等から、学校給食で活用する予定であった食品又は食材(牛乳を除く)につき、その納入の注文がキャンセルされたことにより、やむを得ず発生する未利用食品又は食材(牛乳を除く)であると認められること。</p> <p>(イ) 給食関連事業者から、(ア)の学校向け未利用食品の原材料として活用する予定であった食品又は食材(牛乳を除く)につき、その納入の注文がキャンセルされたことにより、やむを得ず発生する未利用食品又は食材(牛乳を除く)であると認められること。</p>	<p>定額</p> <p>ただし、配送に要する経費については、上限を次のとおりとする。</p> <p>(1) 車両の庸車により行うもの 7,000円/トン以内</p> <p>(2) 小口配送便等により行うもの 70円/キログラム以内</p>
<p>3 事業者の配送料等への支援対策</p>	<p>1. 事業実施主体が行う、事業実施者を公募・選定を行うための経費。</p> <p>2. 令和2年2月27日から令和2年5月29日の間に、事業実施者が取り組む以下の経費</p> <p>① 事業実施者である給食関連事業者が独自に学校給食向け未利用食品の納入予定であった学校以外の新たな販売先を確保した場合における学校向け未利用食品の保管(※)、配送に要する経費。</p> <p>※ただし保管に要する経費は、事業実施者が未利用食品の保管のために使用した倉庫に係る経費に限る。</p>	<p>(ア) 小学校、中学校等の一斉臨時休業の影響により、給食関連事業者から発生する学校向け未利用食品の有効活用を図るものであり、地方公共団体等から学校給食で活用する予定であった食品又は食材(牛乳を除く)につき、その納入の注文がキャンセルされたことにより、やむを得ず発生する未利用食品又は食材(牛乳を除く)であると認められること。</p> <p>(イ) 給食関連事業者から、(ア)の学校向け未利用食品の原材料として活用する予定であった食品又は食材(牛乳を除く)につき、その納入の注文がキャンセルされたことにより、やむを得ず発生する未利用食品又は食材(牛乳を除く)であると認められること。</p>	<p>定額</p> <p>ただし、配送に要する経費については、上限を次のとおりとする。</p> <p>(1) 車両の庸車により行うもの 7,000円/トン以内</p> <p>(2) 小口配送便等により行うもの 70円/キログラム以内</p>

別紙様式第1号（第5関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策の実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

実施要綱（令和2年3月10日付け元食産第5283号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- （注）
1. 関係書類として、別紙I並びに別添1及び2を添付してください。
 2. 事業の変更、中止又は廃止の場合には「第5の1の（1）」とあるのは「第5の1の（2）」としてください。
 3. 変更の場合には、別紙Iの「実施計画書」の後ろに（変更申請）と追記し、冒頭に変更の理由を記載するとともに、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略してください。
 4. 中止又は廃止の場合には、本様式中「実施計画書」の後ろに（中止（廃止）申請）と追記し、冒頭に事業を中止又は廃止する理由を記載してください。
 5. 事業実施計画に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名のうち「実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について」とあるのを「事業実施計画に係る報告について」とし、別紙I並びに別添1及び2に実績を記載してください。

別紙 I

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路への
マッチング等促進対策実施計画書

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			

1 事業の目的等

2 事業の内容

3 事業の実施スケジュール

※ 例) 3月

4 期待される効果

別添 1

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負 担 区 分		事業の委託	備 考
			国庫補助金	事業実施主体		
		円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する 事業の内容 及び当該事 業に要する 経費	
合 計						

(注) 1 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。

2 経費内訳書（別添 2）を添付してください。

経 費 内 訳 書

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
合 計				

- (注) 1 備考には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。
- 2 事業の一部を他の民間団体に委託する場合には、該当部分の経費が分かるように記載してください。
- 3 経費の支出に関する規程（謝金、旅費及び賃金の単価等が分かるもの）等を添付してください。